

水平運動と融和運動の競合

——「御大礼記念・全国融和団体連合大会」（一九二八年）の背景——

手 島 一 雄

論文要旨

一九二八年一月、昭和天皇の代替わり儀式と記念祝典が、日本国民を総動員する形で大々的に行われたことはよく知られる。これに合わせるように、部落差別の撤廃を掲げる融和運動が、この年、官民合同で様々に取り組まれた。スローガンは、「大礼式典までに差別事象を根絶すること」。この国家事業を推進したのは、かつて激しく対立した、中央融和事業協会と同愛会系の融和運動家である。水平運動に理解を示し、提携を模索した同愛会など自主的融和運動団体は、この大礼記念事業を機に、中央融和事業協会と合同し協力路線を歩む。それはなぜなのか。本稿は、その理由や背景を、地域社会の実状から解き明かそうとするものである。差別事象の撤廃をめぐる繰り広げられる、水平運動と融和運動の対立・競合。それは、激動する社会状況の中で、水平運動と融和運動が、それぞれに純化していく過程でもあった。

はじめに

戦前の水平運動と融和運動の歴史から、私たちは何を学び取ることができるのか。そんなことをずっと考えながら研究を行っている。水平運動や融和運動が、人間の尊厳を掲げ互いを尊重し合える社会を作ろうと努力してきたことは周知の事実である。かつては水平運動に対抗する反動的な運動とのみ評された融和運動についても、秋定嘉和や中村福治らによって、その自由主義的な主張やブルジョア民主主義的な性格が掘り起こされ、政府内務省とは一線を画する運動の潮流があったことが検証された¹。有馬頼寧を会長とする同愛会や、水平社の創設と前後

して各地に作られた自主的な融和運動団体、またそれらの連合体としての全国融和連盟などがそれである。

水平運動と融和運動、つまり戦前の部落解放運動史は、同時に、時期は異なるにせよ、国が進める戦争に協力するに至ったという重い十字架を背負っている。よく知られるように、全国水平社は一九三七年の日中戦争を機に「戦争協力」を謳い、挙国一致の下での部落差別解消を打ち出した。融和運動の側は概してそれよりも早い、政府内務省の肝いりで作られた中央融和事業協会（一九二五年、以下中融とも略す）においては、会長の平沼騏一郎は当初より、記紀に示された「我が国古来の建国の精神」恢復による差別の解消を掲げていた。また中融創設に尽力した内務官僚の守屋栄夫は、世界情勢の分析から近い将来の米英との戦争を想定し、そのために部落内外の融和一体と「内鮮融和」（朝鮮の皇民化）は不可欠と論じていた。²戦前の部落解放運動史研究は、差別撤廃・人権伸張に果たした積極的役割と、戦争協力に取り込まれたという負の側面が、総合的に論じられねばならない問題として存在する。

翻って、その自由主義的性格が注目された同愛会や各地の自主的融和団体、全国融和連盟は、どのような理由で、性格を異にする中央融和事業協会に「合同」されるに至るのか。一九二七年七月、財政難という事情があつたことではあるが、かつて政府内務省や中融の進める融和政策を「弥縫的」「官僚主義的」政策と非難した同愛会などは、組織を解消して平沼らの中融に統合された。この問題は、先に述べた戦前部落解放運動の積極面と問題点を考える上でも、一つのエポックとなる出来事であろう。

この論点をめぐっては、統合が果たされてもなお中融内部で旧同愛会系のメンバーは自由主義的な主張を展開したとする秋定・中村らの所説があり、一方に統合された負の側面を重視すべきだとする藤野豊や掛谷宰平の見解がある。³最近の研究は、再編後の中融の実体解明に向けられ、朝治武は旧同愛会系のメンバーが軸となり「内部自覚」運動が取り組まれていることに注目する。朝治はこれを、融和運動が水平運動から「自立」する過程だと論じた。⁴「水平運動からの自立」とは何を意味するものだったのか、興味深い論点であり、本論でも後に触れることとする。

右の研究動向を念頭に、本稿の課題を整理しておきたい。融和運動史研究を体系的、実証的に論述した中村福治は、「合同」を果たした中央融和事業協会が、一九二八年の昭和天皇大礼記念事業に向けて相互に協力しながら活動した事実を跡づけていた（中村前掲書、第一章）。そのうえで中村は、両者の結合について、「平沼が天皇制護持・天皇礼賛に力点を置いたのに対して、旧同愛会系は形式的差別根絶に力点を置いた」とまとめ、差異を指摘する言葉で論文を締めくくっている。だが問題は、（たとえ力点に差があるとしても）なにゆえ両者が協力するに至るのか、という点にあるのではないか。

中村が明らかにしたように、祭礼・氏子関係、青年団、学校、軍隊などあらゆる場面での「顕現的差別」（形式的差別）を大礼記念事業を機に根絶しようとして最初に提起したのは、全国融和連盟の主要加盟団体の一つ、信濃同仁会の成沢伍一郎であった。また、この運動の事務局的役割を果たしたのは同じく広島県共鳴会の山本正男であり、事業遂行にあたり政府への資金援助要請の世話役を務めたのは有馬頼寧である。いわばこの国家的融和事業は、旧同愛会系メンバーの下支えによって成り立っていたのである。

そうした事実の重みを考えるとき、平沼や内務官僚の意図と、旧同愛会系の力点の違いを指摘するだけでは不十分といわざるを得ないであろう。中村が指摘するように、彼らが目指した方向は、「本来、民主主義的理念の浸透によって解決を図るべき課題を、それと一八〇度逆の、部落差別を維持・存続させているイデオロギーによって解決を図るといふ、逆立ちした運動論」といって差し支えない。問題は、そうした運動論に乗り、下支えすることとなる事情や背景を解明することにあると考へる。

中村の研究は、融和運動史をその領域に限定して政局史的に検討するという手法を採っていた。本稿では、それらの背景として、地域社会の現場では何が起こっていたのか、特に当時の水平運動との関連において、旧同愛会系のメンバーが大礼記念事業を提起し下支えする事情に迫ってみたい。

一、「御大礼記念・全国融和団体連合大会」の経緯

まずここでは、昭和天皇の大礼記念事業に合わせて、融和運動の側が「顕現的差別」（形式的差別）の撤廃を掲げ全国的な運動に打って出る経緯について、まとめておきたい。

一九二七（昭和二）年二月に大正天皇大喪の儀式が行われた後、一二月三〇日、大礼使官制が公布されて、明年一月に昭和天皇の大嘗祭・即位礼を行うことが発表された。初の男子普通選挙（一九二八年二月）を経て、四月に開かれた第五回帝国議会において、総理大臣・田中義一は「本年秋冬ノ交ニ行ハセラルル即位ノ大礼並ニ大嘗祭ハ、国家最高ノ盛儀」であると述べ「国民ノ精神的総動員」を呼びかけた。実際に行われた即位礼やそれに付随して各地方自治体や地域、学校などで取り組まれた奉祝式典・行事が、これまでの代替わり儀式とは異なり、いかに国民全体を動員して大々的に行われたかについては、菊池克美や中島三千男の研究に詳しい。⁵⁾

それらの国家的行事を先取りするかのようになり、中央融和事業協会が、大礼式典までに祭礼、青年団、学校、軍隊などあらゆる場面での差別事象を根絶しようと決定を下すのは、一九二七年一〇月一二月にかけてである。それは、同愛会や全国融和連盟が解消（七月）する直前に、政府の諮問機関である社会事業調査会内に新たに作られた特別委員会と、中融の下に新たに創設された評議員会（各地方融和団体の代表から構成される）とが、連携する形で提起された。その動きを確認しておこう。

一九二七年六月一八日、鈴木喜三郎内相は、社会事業調査会に対して、「現下ノ社会事情ニ鑑ミ融和促進上最適切ト認メラルル施設ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ求ム」との諮問を行った。三月の第五二回帝国議会で採択された融和問題に関する国策確立「建議案」を具体化する方途を諮問したわけである。この対案作成のために設けられた「特別委員会」の構成が興味深い。委員長に任命されたのは同愛会会長の有馬頼寧（政友会）で、一三名から成る委員は、守屋栄夫（内務省社会部長）の他、阿部信行（陸軍省軍務局長）、関屋龍吉（文部省普通学務局長）、山岡萬之助（内務省警保局長）、武藤金吾（内務省政務次官）ら各省政府官僚と、同愛会が「国策確立」のために貴衆両院議員に働きかけて作った融和問題研究会の主要メンバーらで構成される。二條厚基（貴族院）、稲田昌植（貴族院）、西久保弘道（貴族院）、折原己一郎（政友本党）、山榊義重（憲政会）、山口義一（政友会）など。⁷ 政府の方針作成は、政府官僚と、同愛会が結成を図った融和問題研究会の合議によって作られることとなった。

有馬ら特別委員会は、早くも七月一三日、第二回委員会で「融和促進に関する施設要項」八項目を決定し発表した。⁸ その第五項で「融和の障碍となるべき事象の除去に努むること」が掲げられ、大礼記念行事に向けて取り組まれる「形式的差別」根絶の端緒が開かれることになる。要項は、その内容を「イ官公署・軍隊・学校・銀行・会社等の採用・待遇で取扱を異にしない、祭祀・婚儀・葬礼・社交または借家・借地・金融・団体の組織などにおいて社会生活上の機会均等を妨げる弊風打破に努める、ハ差別的言語は絶対に為さない風を徹底」すると説明する。

同愛会や全国融和連盟が解散し、中融に合併されるのが七月三十一日。事実の経緯から見て、同愛会の解散と、調査会による「答申」作成は連動する動きであったと見るのが自然であろう。

これら政府関係の動きに呼応するように、一〇月二日、中融主催で開かれた第一回評議員会において、信濃同仁会の成沢伍一郎から「御大礼迄に形式的差別を絶滅する方法を講ぜられたし」とする提案が出される。他の評議員から「これを評議員会の決議として其筋へ其意を伝へられたし」との賛成動議が出され、平沼会長が採決を図ったところ「満場之に賛成し、文案は会長に一任すること」に決したという。⁹ 同愛会の解散を挟んで、融和運動は従来の対立構図から協同路線へと一気に進んだように見える。

中融の機関誌『融和時報』によれば、大札記念行事を機に形式的差別を根絶するという運動方針は、「全国的に反響の波紋を投じて」各地に広がった¹⁰。近畿府県融和問題協議会では、早速この件が議題にのぼり「記念事業実施方」を社会局と中融へ建議することが決議され、兵庫県清和会では「速に差別事象を調査し、之が芟除の方法を具体的に考究すること」とした。大阪府では、「府下市町村当局者、宗教家、神官、有志、警察官、並に第四師団管下各連隊代表者将校等約九十名を集めて」協議会が開かれ、大札を期して「特に顕現的差別事象の除去に力むるは極めて喫緊の問題なり」として「熟議」がなされた。また、信濃同仁会のある長野県では、「県下四十三ヶ町県に亘り徹底的に差別を除去する様通牒を發する」など、「実に全国的壮挙ともいふべき」反響を呼んだとされる。これらの叙述からは、そうした運動方針が望まれる地域的な事情があったことを予測させる。

一月の北原泰作による軍隊内差別に関する天皇直訴事件、一月三日に広島市で行われた全水第六回大会を経て、一月八日、中融会長の平沼は、鈴木内相に対して次のような「建議」を提出した¹¹。

「国民多年ノ因襲ニ基ク差別事象ノ今尚其ノ跡ヲ絶タサルハ洵ニ 聖代の恨事ナリ、政府ハ明年拳ケサセラルヘキ御大典ヲ期トシ此ノ際一層有効適切ナル方途ヲ講シ特に祭祀、氏子関係、団体ノ組織其他ニ関スル社会的差別事実ヲ根絶スヘキ相当ノ措置ヲ取ラシムコトヲ望ム

右本評議員会ノ決議ニ依リ 及建議候也

昭和二年十二月八日

中央融和事業協会会長 平沼驥一郎

内務大臣 鈴木喜三郎殿 (傍線筆者、以下同じ)

直後の一月二日、先に骨格を發表していた社会事業調査会「特別委員会」は、「付帯決議」を添えて「答申」全文を發表した¹²。その「付帯決議」には、「内鮮融和問題に関しても国民融和の精神に則り、(中略)之が解決に関し適切なる施設を講ぜられむことを望む」との文言が加えられた。以前から守屋栄夫・社会部長が強く主張していた内容が付加されたと見られる。

これらを踏まえて、翌一九二八年四月二十九日、昭和天皇誕生日に合わせて、鈴木内相から「内務大臣の訓令」が出された¹³。訓令は、「今や昭和の盛世を迎へ近く即位の礼及大嘗祭を行はせられむとす是れ正に挙国一致更始一新を策すべき秋なり」と時勢を捉えたうえで、「以て建国の大義を恢弘する所なかるべからず」、「地方当局者能く此の機運に察し国民融和の実現に一段の努力を加へ益国体の精華を發揚せしむことを期すべし」と、「建国の大義」による部落差別撤廃が謳われた。平沼会長が主張してきた内容、すなわち「建国の精神」である記紀の世界に部落差別や女性

差別・民族差別はない、「近代に興りたる新思想」ではなく、「建国の精神」恢復こそ融和問題解決の要諦であるとする考えが、内務大臣訓令として宣言されたわけである。

大礼記念事業の具体化において、かつて同愛会や全国融和連盟を理論的かつ実務的に牽引した山本正男の働きは決定的である。広島県共鳴会の機関紙『共鳴』によれば、中村桂堂に代わって新たに共鳴会幹事長に選出された山本正男は、三月二〇日に開かれた第二回評議員会から、広島県を代表して中融の会議に参加¹⁴。内務大臣の「訓令」を受けて翌四月三〇日に開かれた中融主催の全国融和事業協議会において、大礼記念行事の骨格が決定する。

『共鳴』によれば¹⁵、平沼会長の挨拶、瀧本常務理事による御大典記念事業の「提案理由」説明があった後、各府県からの意見陳述があり、山本正男の「動議」で本会による「申合」を発表することが可決した。山本ら起草委員による「申合」は、「我等は御大典を迎ふるに当り因襲による不当なる差別を撤廃するため融和運動をして愈々積極的ならしめ以て国民偕和の完成を期す」と述べる。

この運動を「全国的に共同戦線を張り、大いにその効果を大ならしめん」ため、翌五月一日、全国の融和団体首脳者による会議が社会局で開かれ、記念事業の具体像が決定した。山本が「発起会を代表して本協議会開催の趣旨を述べ」協議に入り、「イ、御大典前後京都市に於て全国融和事業従事者大会を開くこと」、「ロ、未設置地方に対して融和団体の設置を奨励すること」、「ハ、本年十一月三日明治節を卜して全国的に国民融和デーを催すこと」（標語の作製、新聞記事の掲載、ラジオ放送）などが決定する。講演資料やリーフレットの作製も掲げられた。

あわせてこれらを遂行するため、「御大典記念事業連絡委員会」を中央と地方代表者により設置することとなった。選出された十一名の委員には、中融から松本幸、かつて全国融和連盟の構成団体であった広島県共鳴会（山本正男）、信濃同仁会（成沢伍一郎）、大同同志会（吉川吉次郎）、和歌山県同和会（藤範見誠）、愛媛県善隣会（菅誠寿）の五名が含まれる。これに京都親和会、大阪府公道会、兵庫県清和会、神奈川県青和会、群馬県融和会の代表五名が加わった。中融のもと、いわゆる自主的融和団体と官製融和団体とが結束するという布陣である¹⁶。

中融がまとめた『御大札 全国融和団体連合大会紀要』によれば¹⁷、以降の記念行事は、この連絡委員会を軸に計画・実行が進められ、その内容は五月一日に決定した概要に沿うものである。主なものを挙げると、八月二八日に解放令を記念して「ラジオ宣伝」が行われ、東京・大阪・名古屋・広島・熊本などで開かれた講演が放送された。昭和天皇の即位礼・大嘗祭は十一月一〇日から一七日にかけ京都市において、各地の記念式典ともに行われるが、融和運動の側はその直前、明治節の十一月三日を「国民融和デー」と設定し全国的な運動を展開した。この日全国

で開催された講演会は「約千五百カ所」にのぼり、頒布したパンフレット・ポスター類は「全国に涉って約一千百五十万枚に達した」という。また、この間の働きかけで、徳島・熊本・福岡・滋賀の四県で新たに融和団体が設立された。当初より目指された「顕現的差別」の撤廃を期す課題も各地で取り生まれ、「調査したる差別事象、全国に涉りて約六千の中、解決の曙光を認めたるもの約五百に達した」とされる。

それらの総仕上げとして、二月一五・一六の両日、京都市知恩院山内華頂会館において、全国三二の府県から五〇〇有余人の参加者を得て、「御大札記念全国融和団体連合大会」が開催された。挨拶に立った中融の平沼会長は、「即位礼」での勅語「教化醇厚」「民心和会」「国家隆昌」などの文言を引き、「恐懼感激に堪えざる所」、「尚残存する不合理なる差別事象の根絶に努め、以て国家の隆昌に貢献せねばならない」と論じた。引き続き、田中内閣総理大臣、一木宮内大臣、望月内務大臣、勝田文部大臣からの祝辞（いずれも代読）が披露される。

この連合大会での協議について、『紀要』は発言者の名前・所属を附して討論内容の全速記録を公表している。それらの内容も興味深いがこのでは立ち入らない。若干の内容を紹介すれば、融和教育の重要性が説かれ「教科書の改訂」が決議されたこと。岡山県協和会から、差別言動に關して「刑法中に適當の条項を設け刑罰を科す」とする提案がなされ決議されたこと。大和同志会や鳥根県和敬会から地方改善費や融和団体への国庫補助金増額の提起がなされ決議されたことなど。また、長野県同仁会からは「融和運動は当分差別事象撤廃の實際運動を提起していくべき件」が提出され継続議題となっている。

以上に見たように、融和運動は、従来の対立構図から、一九二八年の大札記念行事を機に、中融と旧同愛会・融和連盟の構成団体が一致協力して運動を進めるといふあり方に様変わりした。その背景にはいったい何があつたのか。当時の水平運動の状況を考察してみることとする。

二、水平運動の統一行動、運動方針の確定

(一) 全水の動向

この時期の水平運動は、いわゆるアナ・ボル論争が激しく戦われ、水平社内部が対立していた時期として紹介される。一般的な理解では、一九二八（昭和三）年五月に京都市で行われた全水第七回大会はアナ・ボル対立を背景に、一部の者から大会への「反対演説」がなされ「議場争乱」となった結果、警察による中止命令を受けて大会は二日目に解散¹⁸。この後、同年七月に奈良県高田町で開かれた府県代表者会議で、左派（ボ

ル派)路線を誤りと見る「新運動方針」が採択されて、水平運動は統一の方向へ修復されたと論じられる。¹⁹⁾

だが、後にも述べるように、阪本清一郎が執筆した「新運動方針」の内容は、一九二七年の夏以降、全水が掲げてきた運動論とその骨格は同じである。筆者は、アナ・ボル対立を克服し運動の統一を図る努力は一年以前から行われ、協同路線の基本は一九二七年の夏に確定したと見る。その内容は、「最近の差別事件」を次々と曝露し、差別撤廃闘争へ「全部落民大衆」の決起を呼びかけるものである。それに至る経緯を「水平新聞」の記事から紹介していこう。

一九二六年五月に福岡市で開かれた全水第五回大会は、アナ・ボル対立が最も鋭に表れた大会とされる。水平社結成以来の「綱領」が左派主導で改正され、「我等は賤視觀念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上にその運動を進展せしむ」が加えられた。「綱領改正問題で大論戦」と小見出しされる審議では、左派の松田喜一(本部)から「過去の漠然とした小ブルジョアの綱領に代へるに、明確なる無産階級の上に立つた行動の綱領が必要」と説明され、福岡の花山清が「従来の綱領のどこが小ブルジョア的であるか」と反論する。当時、アナ派とされる北原泰作(岐阜)が「水平運動は民族意識の上に立つて徹底的に闘つたらよい」と主張したのに対し、松田は「水平運動は民族運動ではなく、封建的な觀念を取り除くため「階級闘争に進んでいくべき」だと答えている。小山紋太郎(静岡)の「私は改正には大反対」とする発言を挟んで、左派の大西遼太郎(大阪)は、「我々部落民は単なる徹底的糾弾で解放されるものではない。経済的、政治的闘争に入つて始めて我等の望む解放の日が来る」と主張した。「民族意識」か「階級意識」か、「徹底的糾弾闘争」か無産政党との提携による「政治闘争」か。こうした争点のもと、「無産政党支持の件」は賛否両論が激しく戦われ「次年度大会迄保留」となった。²¹⁾

その後も、全水左派を中心に、「部落民を全無産階級の政治戦線へと動員」することが繰り返されることが繰り返されるが、大きな転機となるのが、福岡連隊差別事件に関して、官憲側が「福岡連隊爆破陰謀事件」を企て、松本委員長他に三年余りの実刑判決を下す事件が起こったことである。

相次ぐ軍隊内での差別事件に対して、全水は差別糾弾闘争を繰り返してきたが、一九二六年七月、水平社の糾弾により一端「謝罪講演会」を開くことで合意した連隊側は、水平社のピラに「軍隊の威信を傷つくる」文があったとして講演会拒否を一方的に通告した。「水平新聞」は、「敦賀に――奈良に――続々と頻出する軍隊内の差別事件、全国一斉の抗議行動を起せ!!」と述べて、抗議行動への決起を促した。²²⁾運動の高まりのもと、官憲側は、同年十一月、福岡連隊を全水が爆破する嫌疑があったとして、松本委員長ら十数人を検挙した。翌一九二七年二月に本事件の「差し止め」が解除されるや一般新聞は、「千余の水平社同人を集め福岡連隊の爆破を企つ」「恐るべき水平社陰謀事件」などと報道、「水平新聞」は

全くのでっち上げだとこれを批判した。⁽²³⁾ 六月、福岡地方裁判所は、「爆発物取締罰則違反事件」の名の下に、松本委員長他に三年余りの実刑判決を下し、全水は「公の真相 ○^ア○のない、○^イ○の事実のないあいまいな爆弾陰謀事件がどの国にあるか」と徹底抗戦の構えを見せている。⁽²⁴⁾

筆者は、この事件を通して、アナ・ボル対立を克服する、全水の運動方針が確定したと考える。国家権力による「爆弾陰謀事件」に抗するためには、水平社内部の統一は欠かせない、とする気運が急速に高まったと見られる。同年八月発刊の『水平新聞』第一七号は、この間に起こった津市刑務所長の暴言事件を取り上げ、軍隊内差別に止まらず、警察官・村長・地主・家主・青年団・学校長による「類々たる差別」が起こっていると告発。これら国家権力や社会的権力に対する差別糾弾闘争を「全部落民大衆」の決起によって闘い抜くことを訴える。⁽²⁵⁾ 以降、一二月の全水第六回大会（広島市）開催に向けて、「一切の差別」解消が運動の軸に据えられた。これらは、先に見た融和運動における「顕現的差別事象の撤廃」提起の時期と一致する。

『水平新聞』第一七号は、さながら差別問題の特集号である。その文言を引用しよう。

「エタをエタと云ふに何の不思議があるか、お前等を暴圧するのは現内閣の方針だ、津刑務所長の暴言を何と見る？ 三重県水平社に対し全国一斉に応援せよ」

「最近の差別事件と如何に闘ふべきか？／最近全国各地に於て類々として差別事件が起つてゐる。そしてその差別者は之迄の事件のやうなワカラズヤの差別と異つて少しタチの悪い奴等だ、曰く軍隊、曰く警官、刑務所長、監守、村長、区会議員、地主、家主等々である。之迄の差別者は、一二の幹部が出掛けて行つてワカルやうに説いて聞かせばすぐ納得して容易に解決出来た。だが今起つてゐる差別者は、差別の不合理を判り過ぎる程判つてゐながら国家権力とか、金力とか、暴力とかを後立てとして殊更に差別するから仕末が悪い。」

「見よ!!類々たる此の差別を!! 人間権奪還のために全部落民大衆は起て!!／我々の人間権を奪ひ、差別と迫害に幾多の同胞を泣かしむる恐ろしい差別事件は、類々として相次で各地に起つて居る。工場にも農村にも、学校にも軍隊にも、其他到るところに陸続として襲つてゐる。この事実を見て我々は一日も安閑として居られようか。」

その他、各地の運動を報告する記事も、その殆どが社会的権力による差別の告発である。「警官」が「水平社を恐れしめて差別者を自殺せしむ」（兵庫県神崎郡）、「靴屋に家を貸さぬ、不都合な家主を糾弾せよ!!」（大阪市浪速区栄町）、「部落民の排斥と反感をソソル、憎むべき村長の暴言」（福島県糸井郡）、「部落青年は青年会に入れぬ、青年が撤廃した差別を大地主が残そうとする」（長野県松本市）、「部落民を虐める資本家地主と

關へ、彼等は搾取者であり差別の支持者だ」等など。

全国水平社は、一〇月「全国一斉に差別撤廃デーを行へ！」をスローガンに、「一二月上旬」に広島市で全水第六回大会を開催する旨を告知した。⁽²⁶⁾そこでは、「軍隊内の差別をなくしろ！ 学校内の差別を除け！ 青年団へ部落民を入れよ！ 祭に無条件で参加せよ！ 共同墓地を使用させろ！ 差別村長や議員を追出せ！ 村民権区民権を認めろ！ 差別刑務所長の首を切れ！ 警保局の差別事件を徹底的に糾弾せよ！ 一切の差別を取り除け！」と訴えられる。その数々は、この時期、中融と地方融和団体が積極的に取り組もうとした「顕現的差別」（形式的差別）撤廃の具体例と同じである。

これら国家権力ないし社会的権力に対する糾弾闘争の開始は、無産運動重視を主張する左派（ボル派）と、政治闘争よりも糾弾闘争を是とするアナ派の、共同闘争的な課題⁽²⁷⁾として提起されたと考えられる。差別の背景にある権力・社会機構の問題は左派が常々唱えてきたことであり、かたや徹底的糾弾闘争は特にアナ派が堅持してきた運動論である。両者の接点に、運動方針の明確化があつたのではないか。

こうした観点から、翌年七月に全水府県代表者会議で合意を見た「新運動方針」を再読すると興味深い。執筆者の阪本清一郎は、いわゆるアナ・ボル対立について、両者を「はなやかな理論闘争にあこがれ、只全体性のみ飛躍して、部落民の特殊性、即ち内面的部分性を全く忘却せる公式全面論と、之に反し特殊部分性にのみ固く閉じこもつて、さらに全体性への発展を怠り、従つて階級性を怖るる一面論との対立ではなからうか」と論じていた。部落問題の固有性を見ず、無産階級運動一般に解消してしまう左派の「公式全面論」も誤りであり、特殊性のみに固執し社会構造との関連を問おうとしないアナ派の「一面論」もまた極端で誤りだとする。

阪本は、部落差別の根拠について、次のように述べていた。

「現代社会が既に封建制度を崩壊させて資本主義制度に変革されているにも不拘、執拗に差別観念を保有することは、現代資本主義がなお多量に封建的要素を保っているからである。即ち封建的支配道徳は資本主義的支配道徳に膠着しているがために、差別観念の根本はその社会組織に根拠するのである。従つて現代の資本主義制度の下に生活する一般民衆はブルジョア道徳観念を放棄しない限り、部落民に対する差別観念が除去されないであらう。」

おそらくは地主制度や家族制度、また地域社会の諸集団に残る様々な「封建的要素」を指して、あるいは華族制度や政治的不平等も含め、日本資本主義を支える諸制度には多様な「封建的要素」とそれに付随する「封建的支配道徳」が粘り着いている、それらに対する闘争が必要だと

いうのであろう。

阪本は、「部落民大衆の切実なる要望は一般プロレタリアの経済条件の闘争ではなくて、奪われたる人間権の奪還であり、不合理なる差別撤廃であつた。即ち此の差別觀念廢除のための人格運動は今後もなお部落民解放の翌日迄、要望することを放棄しない」と述べ、「人間権の奪還」と差別糾弾闘争の意義を語る。「水平運動の当面の任務」では、「各地に今も尚類々として起る差別問題に対し、猛烈なる糾弾闘争を進めると共に、更に、その闘争を通じて差別発生の根本原因たる階級制度に対する闘争意識を喚起せしめること」を求めた。日本資本主義と部落差別の關係を論じ、その打開の柱として権力機構への糾弾闘争を提起したところに阪本論の第一の特徴がある。²⁸⁾

なお阪本は、部落における生活難・貧困を、「純然たるプロレタリア」と同様と見る見方を排している。部落においては、「古き形態を解体し得ない少数の企業的有産者と之に従属するギルドの親方、及び多数の無産労働者に依つて、極めて狭い幼稚な孤立的社会生活を維持している」のが現状だという。部落産業は「近代的産業」によつて圧迫され「今や急激なる崩壊」を歩んでおり、企業家の没落と相俟つて、「労働と職業の自由さえ許されない」多数の部落失業者は、「益々貧困者即ちルンペンとなる」と論じている。阪本は、無産政党との提携を認めつつ、同時に「部落民の生活擁護」のため、国に対し「徹底的部落民施設の要求」（国庫の全額負担）を勝ち取る必要があると説いた。部落の「生活権擁護」闘争、これが第二の特徴である。

筆者は、この阪本の「新運動方針」は、一九三〇年代の水平社運動の基軸ともなつたと考える。²⁹⁾『日本社会運動通信』に収められた水平運動關係資料を通読すると、国家・社会的権力に対する糾弾闘争はなお各地で戦われており、それが一九三三年の「高松差別裁判」取り消し闘争に繋がつていたことが看取できる。また、昭和恐慌を経て、部落の「生活権擁護」闘争が切実な課題として取り組まれるのはよく知られることである。

(二) 各地の状況

以上の全水の動向を念頭に、ここでは各地の事例として、特に広島県水平社と長野県水平社に注目して、地域の実況を論じておきたい。広島県は、大札記念事業を牽引した共鳴会・山本正男の地元であり、長野県は、全国レベルでの「顕現的差別撤廃」を初めに提起した信濃同仁会・成沢伍一郎の活動現場である。

大札記念事業を下支えした両県の融和運動において、「顕現的差別」撤廃という問題は、理論上の問題に止まらない、具体的に自県内で差し迫っ

た問題であった。

一九二七年八月、広島県では、江田島の切申部落が「四百の暴民」に襲われるという事件が起こっている。広島県水平社は「第二の世良田事件」と位置づけ調査に乗り出した。「水平新聞」は、この暴挙につき警察官と区長は「高見の見物」をしていたと非難し、あわせて広島県共鳴会を批判する。³⁰⁾

切申部落は「戸数一二、人口六十の小部落」だが、ある女性が同地の岡本某に対し暴言を吐いたことに対し、岡本は同人を糾弾。これに対し、一般村側は「今のうちにエタを此の土地から追出さねば今後どうするかも知れぬ」と凶器を携え多勢で押し掛けてきたという。身の危険を感じた岡本は妻子を船で対岸の柿の浦に避難させたが、「暴漢」らは「五百円の謝罪金を出せ、出さねば生命を取るぞ、家を焼き払ふぞ」と岡本に迫り、無理矢理、用意した文書に実印を押させたという。

この事件を報道する「水平新聞」は、「暴民共」以上に、事の顛末を「只ジツト高見の見物をしてゐた」という警察官と、「昨夜の事はお前等が立腹する程ではないから水に流して了へ」と語ったとされる区長に激しい非難を浴びせた。群馬県世良田事件を引き合いに、あの時も政府は「暴民に対し軽罪で許され、あべこべにその動機は糾弾にありとして我等の同人をも検挙処罰した」と訴える。今回の事件でも「広島県当局も何等の行動も対策もとつてゐない」「常々『差別撤廃をする』とおしゃべりしてゐる広島県共鳴会も鳴りを鎮めて一言も発せない」と、国家権力・県当局、地方有力者、広島県共鳴会を厳しく批判した。

広島県水平社が切申部落襲撃事件に取り組んでいる最中に、第二の事件が起こる。一〇月、内務省警保局作成のパンフレット『普通選挙法質疑』の中に、部落民を侮辱した文言のあることが発覚した問題である。³¹⁾これを最初に突き止めた広島県水平社は「猛烈なる糾弾闘争」を開始。中野繁一（広島県水平社執行委員）によれば、この事件と闘争が重視されて全水の大会開催地が広島市に決定されたという。³²⁾

翌年の男子普通選挙実施を前に、警保局が作成したパンフ中、投票の買収・誘導罪に関する一項目に「選挙人ニ対シ血統正シキ良家ノ女ヲ世話スベキニ附自己ニ投票シ與レタシト申込ミタル行為ハ法第百十二条第二項ニ該当スルヤ」との質疑があり、その回答に警保局が「選挙人ハ村内低級ニシテ地方的信用十分ナラザル者、若シクハ特種部落民ナル場合ハ申込効力著シキモノナリ」と記したとされる。広島県水平社は我らを「無頼漢扱ひ」に侮辱するものだとして、政府及び警保局に対し糾弾闘争に立ち上がる。県執行部は、全水本部に委細を報告するため上阪、中央委員会の決議により「全国的拡大運動を起こす」ことになったという。中野繁一は、「この重要性に鑑み」、本年一二月の「第六回全国水平社大

会を広島県に於いて挙行することを決議された」と述べている。

これらの事件を報じる『水平新聞』第一八号においても、各地の差別事象が紹介されている。「大阪でも祭に部落民を参加させない、質野の同人起つ（大阪府豊能郡）」、「貴様等は何処の者か判らぬ」と村長代理がぬかす、未だに青年団に加盟させぬ、村税不納で闘ふ鳥飼の兄弟を応援せよ！（兵庫県淡路島鳥飼村）」など。

これらの記事に混ざって、長野県で、さまざまな差別事象を解決し、当地に中信水平社が結成されたという記事は注目される。記事によれば、長野県東筑紫郡の上川手村では、従来から「エタを青年会に入れるとは怪しからぬ、お祭りを一所にやれば氏神様がけがれる」として青年団や祭礼から部落を排除してきた。これに対し、一九二七年八月、同地の「兄弟」が「中信水平社を組織して勇敢に闘ひ」、各地水平社が「一斉に蹶起して大々的に応援」したこと、また「封建的賤視観念の撤廃」の為に奮闘せる労働農民党中信支部」が「絶大なる支持応援」を寄せた結果、「さすがのコケ頭の区有力者もふるへ上り」、差別に対する「陳謝状」を認め、「氏神祭典の無条件参加、村民権区民権の完全なる承認、宗林寺の差別待遇撤廃」の全てを無条件に承認したという。『水平新聞』は、この件での融和運動家について、「区長や地主連とグルになつた融和団体信濃同仁会の中信支部主任丸山岩雄も謝罪して村から逃げ出た」と記している。

上川手村青年団問題の解決については、「労働農民党中信支部」も「声明書」を出しており、それによれば、「部落のものと一緒に祭りをすれば汚れる」と反対したのは「区を支配してある少数の所謂有力者」で、我々の支援によつて北村青年会への部落の「無条件」加盟は勝ち取られたとする。対立の構図は、「青年会対区（区の一、二、三の有力者）の闘争」にあるという。

「封建的賤視観念糾弾の達成」は労働農民党の政策の一つである、労働農民党中信支部は、この正しい政策の実現のために、北村青年会を極力支持し、更に農民諸君、労働者諸君、青年諸君、部落民諸君の先頭に立つて、この不合理な差別撤廃のために徹底的に闘争することを声明する。

差別観念を捨てろ！！

所謂有力者を糾弾せよ！！

北村青年会を支持せよ！！

昭和二年八月十三日

労働農民党中信支部

この件は、労働農民党中信支部の第二回大会でも取り上げられ、「水平社支持の件」が「上川手班」によって提出されていた。³⁵そこでは「差別を存せしめる根拠は今日の社会・支配階級の政策に有る。この根拠この専制的支配に対する闘争を通してのみ差別は徹底的に廃除し得られるのだ」と論じられ、「吾々は水平社運動を極力支持し不合理なる差別撤廃の為に勇敢に闘わねばならぬ」と結ばれる。労働党・長野県支部連合会も、「中信の水平社員、挙つて我が党に加盟す―賤視觀念撤廃の戦線益々拡大す―」と伝え、この運動を全面的に支援した。³⁶

それ以降、長野県では、水平社と労働党との共闘により、各地で差別事件の解決が図られたという。「水平新聞」第一九号によれば、北安曇郡七貴村下押野部落では「五年前から区の一を区当局に対して要求」してきたが、認められないままであった。区総会側は「無条件では統一出来ない、統一して貰ひたければ二百五十円出せ」と返答し、それを「村長と区長と巡査が尻押した」という。一〇月、下押野部落では「直ちに中信水平社へ応援を求め、労働党中信支部と共同して徹底的に応援」をして、その結果「遂に無条件合同を即時実施せしめることになつた」とする。記事は「中信水平社萬歳！」と結んでいる。³⁷

中央融和事業協会の第一回評議会で、信濃同仁会の成沢伍一郎が「御大礼迄に形式的差別を絶滅する方法を講ぜられたし」と提案し採決されるのが一〇月二二日。その只中、成沢の地元県では、差別事象をめぐつて水平運動との激しい対決が繰り広げられていたのである。この点は、「同仁」の主張とともに後述する。

話を全国水平社の動向に戻そう。このような事情の中、同年一月、北原泰作による天皇直訴事件が起こつた。岐阜歩兵六八隊に属していた北原泰作二等兵は、上官の横暴に抵抗し、差別事件に抗議して脱營し重営倉二〇日に処せられていた（同年一月）。その北原は、一月一九日、特別大演習終了日の天皇閱兵式に軍隊内の差別を糾弾して直訴し、社会に大きな衝撃を与える。「水平新聞」は、この間の福岡連隊差別事件と爆破陰謀事件、松本委員長他の収監などを紹介し、「我等は此の血の犠牲の後を受け次いで、以前よりもより猛烈な大衆的糾弾運動を進めねばならぬ」と訴えた。その一部を紹介しよう。³⁸

「然らば今後我々は如何にして此の運動を継続すべきであるか。一体軍隊と云ふ処は階級制度の厳格な処で、差別することが当然のやうになつてゐる。差別即ち軍規であつて、差別されたからと云つて兎や角云ふ者は軍規の破壊者と同様だ、それが我等水平社に対する手前上、天下り的な訓示によつて一時をゴマカソウとしてゐるにすぎないのだが、そんな訓示なら千萬べん出した処で何もならぬ。差別の不合理を知るならばよろしく我等に糾弾の自由を与へること、水平社同人の血の体験談による『差別撤廃謝罪講演会』を開くことだ。」

だが此の要求は決して之迄のやうな交渉や哀願位では到底徹することは出来ない。我々は全部落民の憤起を促し、之を集中統一して政府に肉迫することによつて目的が達せられるのだ。

軍隊内で差別糾弾の自由を与へよ！ 謝罪講演会を開催せしめよ！

軍隊内差別という問題は、理念としての「一君万民」天皇主義的平等と、実際の社会では個人の尊重・平等が実現しておらず特に軍隊では上官指令は絶対であるという厳しい上意下達が当然視されるものとして、いわば理念と現実の乖離が最も先鋭的に表れる場面と考えて差し支えないであろう。この矛盾に対して、全水は、我々の自由を求める権利（糾弾権）を認めると、真つ向批判を試みる。全国水平社は、「先づ第一に『差別事実』の調査」に取りかかると述べ、一月六日からの一週間を「軍隊差別調査週間」と位置づけて闘争を開始した。

一九二七年一月三・四日に全水第六回大会が広島市で開催され、創立大会以来の「宣言」に代え、時宜に即した「宣言」が新たに採決され発表されている。その前半部分を紹介しよう。³⁹⁾

「宣言

我水平運動は過去六ヶ年の間牢固として抜くべからざる封建的賤視差別と、支配階級の意識的暴圧に抗して多難なる闘争を続けて来た。併も我等に対する差別と迫害の事実は未だ消滅せないのみか、最近に於て尚幾多の露骨なる差別事件の現出を見つゝある。

福岡連隊を初め全国各地の軍隊内に今も尚風と吹きまくる差別を見よ。遂に岐阜県の同人北原二等兵をして直訴事件を惹起せしむるに至つたではないか。長野、淡路等における青年団加盟除外による差別事件を見よ。各地の学校内に於ける差別を見よ。更に又地方自治体神社仏寺等に於ける厳格なる差別待遇の事実を見よ。三重県津刑務所長の暴言、警保局普選パンフレット中の差別文句を通じての政府自身の模範的典型的差別を見よ！（後略）

全水第六回大会の「宣言」は、右のように支配階級に対する闘争をまとめ、「一切の賤視差別を無くしろ！」「差別撤廃の自由を獲得せよ！」「全国の特殊部落民団結せよ！」と結んだ。

先に見た融和運動の統合。「御大典」を期し差別事象の根絶を図る建議が、平沼会長から内務大臣に提出されたのは、水平社「宣言」の五日後、一月二日のことである。その背景に、水平運動の統一行動、権力機関への糾弾闘争があつたことは間違いない。

三、地方融和団体の動き

中央融和事業協会の機関誌『融和時報』第三卷第一号（一九二八年一月）は、「形式的差別の根絶」について、甲乙丙三人による覆面座談会を開き運動状況を報告した。¹⁰⁾そこでは、中融の第一回評議員会でこの件が提起されて以来、幾つかの府県が「積極的に活動の下準備」に取りかかり、「全国的に拡大しやうとするに至つた」と述べられる。特にこの問題に積極的な県について、「先づは広島県、山口県を筆頭として、長野県、埼玉県」、「和歌山県に鳥取県」、また兵庫県清和会などが挙げられている。融和運動は従来の「観念的に差別撤廃が論じられてゐた」段階から「実際に移つた」とする。それらを踏まえて、座談会は、「今年開かれた水平社大会でも、さういふ傾向は見えて居た」「学校、青年訓練所等の差別問題を沢山かつぎ上げてゐたやうだね」と結んでいる。融和運動のリーダー達に、水平運動の動向は十分認識されてゐるのである。

先進県として挙げられていた長野県と広島県について、実際の運動状況を見ていこう。

(一) 長野県

長野県の場合、信濃同仁会の機関紙『同仁』によれば、一九二六年末より「差別事象の徹底的解決に関する件」が本格的に取り組み、一九二七年度を通してその活動は活発化したようである。¹¹⁾『同仁』七二号（一九二七年八月）の「本会の事業成績」によれば、前年一二月以降、毎回の常任理事会でこの議題が取り上げられている。二七年三月の理事会では、「神社消防青年等公的差別撤廃の件は、近く第二回運動として監督官庁を訪問の上相提携して一挙に其除去絶滅を期する事に申合せ」とある。¹²⁾七二号掲載の「調査出張及解決事象」は、「差別事象」「失言事件」に関して、四月から八月にかけて、信濃同仁会の働きかけで一六件を解決したことを具体的に列記している。

先に『水平新聞』で見たように、長野県水平社と中信水平社が「労働党中信支部」との共闘により、東筑紫郡や北安曇郡で青年会や祭礼参加、区統一を勝ち取つた（八〜一〇月）のは、この直後のことである。水平社から、「融和団体信濃同人会」は「村から逃げた」と非難された、その中信地区において、同仁会は巻き返しを図つた。

『同仁』七六号は、その一方で、一月中旬に信濃同仁会「中信支会」が集中的に「形式的差別撤廃」に取り組み、「目覚しき」成果を上げたことを報じている。

「僅か九日間に五ヶ町村の形式的差別撤廃の実を挙げた 目覚ましき中信支会の運動

別項記載の如く十四日の幹事会に於て、融和委員を囑託して運動を一層積極的にならしむるべく決議し、更に十五日早朝之が委員詮衡の幹事会を開き、人選を了し其承諾を得た中信支会では、その新陣容の下に愈々躍進的運動を開始し、殊に島内問題が刻々先鋭化して来るので、電話を以て本部に東山融和主任、成澤囑託の出張を求めた。成澤囑託は十六日午前五時上田発にて途中東山氏を訪問し相携へて松本へ急行した。(後略)

別項によれば、一月一四日、松本市において、長野県学務部長や社会課長・同主事らも参加して「中信支会幹事会」が開かれ、新たに囑託を加えた「新陣容」が敷かれた。^(註)ここで出張を命じられ、東山融和主任とともに各地の差別撤廃交渉にあたった「成澤囑託」とは、後に信濃同仁会青年連盟を創設し、中融の囑託にもなって活動した成沢英雄のことである。

「五ヶ町村の形式的差別撤廃の実を挙げた」とされる、各町村での交渉経過を読むと、大略次のような方法である。

「十一月十六日午後三時三十分、東山、丸山両融和主任、成澤囑託は東筑摩郡島内村町区々長浜與司氏宅を訪問し神社財産処分問題、祭典問題等に就て懇談し、更に同区青年会解散の原因等を問ひ急遽区総会開催を希望し同夜区重立者の協議会を希望し同夜区重立者の協議会を開き翌朝更に区総会を開く事の解答を得て同氏宅を辞し、同夜深更区長より区重立者会の報告を受け、翌朝は「同総会開催に先だち某々氏等を訪問し諒解運動をなし」先づ高木氏宅へ引揚げた。(後略、以下総会で「一切を平等になす事」など決定)

右の「島内村解決」に明示されるように、その解決方法は、「区長」や「重立者」への根回しである。他の四ヶ町村の事例も、まず「町長」「関係有力者」を訪ね「尽力方を依頼」、「町区有力者懇談会」を開いた上で同意を得、「区民総会」で一氣に決議を図るという手法である。水平社が町村長や区長、有力者を「差別者」「敵」と見なし糾弾したのは対照的に、彼ら有力者を味方に付けいかに動かすかが融和団体における差別対象撤廃の要点であった。

その際、顕現的差別の撤廃を、大札記念事業の一環として行うことは、彼ら有力者を論じ、動かす大義として決定的な意味を持ったのではないか。

「目覚ましき中信支会の運動」を一面で報じる『同仁』七六号(一九二七年二月)は、さらにその上段に「奉悼の辞」を掲げていた。「大正天皇御登遐(天子の死去―筆者)以来、滿一年、「来る二十五日御一周年祭は將に執り行はれんとす」と述べる「奉悼の辞」は、以下のように

続ける。

「更に申すも畏き極みながら過ぎにし、この一とせの間、大御心を慰め給ふ日とは、一日もあらざるに 陛下に於かせられては我が臣民の上をばつゆ御忘れ給はず事に寄せ、折に触れて、赤子の身の上に御憐れみを垂れさせ給へる御仁慈の数々を拝するにつけ吾等は余りの勿体なさに、衷心感涙に咽ぶ。

惟ふに先帝崩御の後茲に一ケ年此の間上下朝野の別なく等しく国喪に服し、諒闇に居り、只管恐懼謹慎を旨とせしも時運の変遷は須臾も止まず、外交に内政に軍事に財政に、教育に此の間に処して吾等果たして能く聖旨に副ひ奉り、先帝の御威靈を慰め奉りし成績を挙げ得たりや否や、外に鑑がみ、内に省みて恐懼措く処を知らず。嗚呼、明治、大正、昭和の三代に亘つて海岳の天恩に浴する吾等は深く深く内に省み戒懼、更に奉公の微衷を抽んで、以て海岳の皇恩に報謝し奉らざるべからず、

今や先帝御一周年祭を執り行はせらるゝに当り恐懼自らを戒め、虔み虔みて遙に御神靈を拝み奉る

誠皇々々頓首々々

信濃同仁会

信濃同仁会は、明確に尊皇思想に立つ。解放令を「明治天皇の聖旨」とする理解は、融和運動のみならず水平運動にもあるが、「三代」に亘る「天恩」には、「上下協戮」「人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ」と説いた大正天皇の「国民精神作興に関する詔書」（一九二三年一月）も念頭に置かれていたのである。「奉悼の辞」は、様々な分野において、我々はこれらの「聖旨」に副い、どれだけの「成績」を上げ得たか、深く内省せねばならないと論じる。

「聖旨」実現という点について、一月に起こった北原泰作の天皇直訴事件に関する訴えも興味深い。「同仁」同号は、北原の行動について、「光榮ある大観兵式の隊伍に列しながら縦ま、に伍列を離れて 畏くも聖上陛下の御馬前を汚し奉つた事は、我が国史上真に空前の不祥事」であり、「不敬の大罪は当に萬死に値する」と非難した。と同時に、「然しながら吾等は彼が直訴をさへ敢てせざるを得なかつた処の内面に深くも潜む原因をも省察」せねばならないと述べ、「彼をして直訴迄せしめたる罪は寧ろ常に彼を虐げ侮辱しつつあつた差別者にある事を回想せねばならぬ」と主張する。そうした観点から、検察官法務官の論告が「思想が穩健でないから更に同情の価値なし」と論じたことに対して、「被差別者の募る精神的苦痛に就ての理解と同情とが全然欠けて居る」「実に言語道断の極沙汰の限りである」と厳しい口調で非難した。

「同仁」はあわせて、代表的な「世人の批評」、「何んであんなに騒いだり直訴迄するのであるか、だから部落民は駄目だと言ふ者」「直訴した心持ちは解つたが然し彼の平素が平素だから同情の余地なしと非難する者」などを紹介し、これらを「差別者の立場に立脚しての極めて利己的な、我がままな、冷淡苛酷な非人道的な観察であり結論である」と論じている。北原個人についても、「若くして人格自我に目覚め人道的義憤に燃へ、人類最高の完成の為に一身一家を犠牲にして猛運動をして来た彼」との理解を示している。

これらの主張には、徹底的糾弾を批判しつつも、水平社の第三綱領（吾等^レは人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す）には深く共鳴し、世人の「反省」と「理解」を求めて「国民反省運動」を繰り広げてきた信濃同仁会の立場が表されていると言えよう。同記事は、北原の行動を「是れ即ち赤子の至情にして、至尊を慈父と仰ぎ慈母と慕ひ奉る皇国皇民本来の真情」から出たものと解し、「我が一般多数同胞よ!! 今にして真に同胞相愛の実義に醒め人格冒瀆の大罪を懺悔し、反省」せよと訴える。そうでなければ、「我が光輝ある国体の精華を汚瀆し国威を失墜せんも敢へて保し難し、猛省一番！ 覚めよ同胞!!」と結ぶ。この主張は、大礼記念事業に合わせて顕現的差別を根絶する、とりわけ地方有力者を説諭し行動させる論理そのものと言つてよいであろう。

信濃同仁会が中融の評議員会で、この件を全国的な課題として提案した背景については、水平社と無産政党「労農党中信支部」との提携がなされたことにも留意しなければならない。この点で興味深いのは、一九二七年七月一六日、男子普通選挙法にもとづく上田市市議選が行われ、信濃同仁会創始者の成沢勇（常任理事）が立候補し、無産政党候補者と対決しつつ初当選を果たしている事実である。

「同仁」七二号によれば、成沢勇は「部落出身」の大旗で陣頭に翻し堂々威儀を正して、市議選に臨んだ⁴⁵とされる。立候補当初、「世人は一種奇異な眼を以て是を見」、「山根の人達（部落民）がまだまだ出る幕でない」などと言われていたが、一五二票を獲得して当選した。「運動員の調査によれば、部落民と一般民との比は四分六で全然予期以上の得票」であったという。同号収載の「上田市議戦後日譚」と題された記事は、一般新聞記者が信濃同仁会を訪問しインタビューしたもので、この間の選挙運動事情を詳しく書き記す。

成沢勇がどのような主張をし、どのような層から支持を得たのかは、そこに収められた後援会による「第二回目の推薦文」にも明瞭に示されている。一部を引用しよう。

「現時社会の状況は福利の分配不均衡にして階級闘争愈々激甚ならんとする時、階級融和、社会協調の益す必要なるに際し、又我が上田市の前途も愈々多事多難にして真に信念に活き至誠奉公の念に燃ゆる純真の士を要するの秋である。

此の時に此の際吾等は社会政策に造詣深き成澤勇君の高慢邁にして純潔なる人格を信頼し、我が上田市の為と人道融和の理想の為に確信を以て同君を市政壇上に送らんとするのであります。」

「階級闘争愈激甚」の折り、「階級融和、社会協調」がますます必要となつているとする主張は繰り返しなされる。こうした運動と対立してであろう、「始めて選挙権を獲得した無産階級を代表して、打つて出た二候補」と悶着があったことを記事は伝えている。

「続いて突発しましたのは議会政治を無視する無政府共產主義者の切崩し運動です。俄然此飛報を耳にした同志は切齒奮起致しました。やる瀬ない悲憤の涙を振つて、愈々結束を固くして聖戦に臨んだのです。斯うなつて参りますれば階級融和とか、社会の協調とかとの問題を超越して直ちに国体問題になります。倫理化運動など、と低級な生ぬるい運動では無くなる。事は展開して茲に至つた時、お互の身の上を氣遣いました。お互いに自愛しやうと戒めあつたのです。」

事の成り行きが「国体問題」にまで及ぶとされる点は、注目すべき事柄であろう。「飛報」をめぐる事実はこれ以上分からないものの、当時の労働農民党は左派の影響力が強かつたため、君主制廃止を唱える者との間で、右のような悶着があつたと考えられる。信濃同仁会が、「御大礼迄に」と述べ尊皇思想を前面に掲げたのは、この点で、無産政党（及びこれと共闘する水平社）との違いを明確に示す狙いもあつたと推測される。

（二）広島県

次に広島県共鳴会の状況を見ていく。拙稿で明らかにしたように、広島県では、全国水平社創立の当時から、官民一体による「地方改善委員会」が作られ、県知事「諭告」のもと、差別事象の撤廃や差別事件の解決が積極的に取り組まれていた。水平運動の糾弾闘争に対抗して、融和運動の側が地域社会の「形式的差別」撤廃に努めるという在り方は、大礼記念事業が初めてではなく、広島県の融和運動を嚆矢とする。筆者は同論文で、再編後の中融について、「広島型の徹底した差別事象撤廃路線と、平沼の強調する『建国精神』にもとづく国民の部落問題理解が、相補的に合体した構図を見出すことができる」と結んだ。民間の運動団体から見た際、それはどのように実現したのか。

残念ながら、全国的な動きが顕著であつた一九二七年当時の機関紙「共鳴」は未発見で、共鳴会の具体的な動向を追うことができない。だが、復刻版「共鳴」に収められた一九二八年分の同紙からも、前年度来の状況は看取できる。

すぐに気づくことは、一九二七年以前の数年間は運動が停滞していたことで、それは「融和運動の行詰まり」「停顿時代」などの言葉で表され

る。「融和運動の行詰まり」の声は、吾等のしばしば聞くところであり、又吾等も、その感を深くせるものである（三九号）。先に水平運動の取り組みで紹介した切申事件についても、「其部落に先覚者のをらないところは」退潮で、「昨年の江田島の切申事件の如きでも、（中略）共鳴会が何んとか手を下す必要があつた」と記される（同号）。「大正十五年の総会が無期延期となつた」（三八号）という事実にも、運動の低迷は表されてゐる。

かつて華々しい成果を上げた地方改善委員会（県当局と共鳴会、および地方有力者で組織）の活動も、山本正男が中央に転出してゐたこともあつてか、その後は低調だつたようである。一九二四年には県委員会と並んで「郡市委員会」も組織されたが、「郡役所廃止（一九二六年七月―筆者）と共に自然消滅の止むなき」に至つたという。その後、「県委員会の中に地方分会なるものを設け」たものの「不徹底の感あるを免れない」（三九号）状態であつた。

「共鳴」は、中融が「御大典」を機に「顕現的差別」を根絶するとしたことを、「千載一遇」の好機（四〇号、四一号）、「停頓時代より進出時代への転向」（四一号）、「好箇の大事業」（四五号）と捉える。その具体的方針は、一九二八年二月に開かれた第六回広島県共鳴会総会で決定した。この大会で、中村桂堂に代わり、東京から帰広した山本正男が共鳴会幹事長に選出され、新執行部が組織される。「御大典を前にして本会の新方策確立す」（三八号）と題されるように、共鳴会は「顕現的差別事象の撤廃」を第一課題に掲げて活動を開始した。まずは、そのための全県下にわたる「差別事象調査」を徹底して行うとする。第三九号に記された「実際問題の解決のため差別事象を調査せよ」から引用しよう。

「2 実際問題の解決に全力を注げ！ これこそ、本会今回の運動の主眼である。（中略）結局、融和問題の解決は実際問題の解決である。本会創立以来八箇年の苦き経験は、たゞこの一つの教訓を吾等に与へた！ 実際問題の解決なくしては、融和促進も同胞相愛も亦人間尊貴もあり得ない。凡ては、実際問題解決の後だ！ 本会々員たるものは、この点に関して、確乎たる信念を持たねばならぬ。」

3 差別事象を調査せよ 以上のことを、しつかり腹に畳みこんで、最初にやるべきことは差別事象の調査だ。果たして、自分の村に、町に、差別があるかないか、これを充分に調査せねばならぬ。実際問題の解決の方法は、差別事実の調査によつて定まる。（中略）本会は、この意味に於て、御大典記念運動の第一着手として、全県下の差別事実を徹底的に調査すること、した。即ち、差別事項の調査用紙を、全県下の本会役員に配布して、この四月中に、一切の差別事項を調査すること、したのである。」

「実際問題の解決」、この一事が、広島県共鳴会が中央融和事業協会と連動し、各地融和団体と足並みを揃えて運動を再興する最大の理由で

ある。右の文章、「實際問題の解決なくしては、融和促進も同胞相愛も亦人間尊貴もあり得ない」には、この運動にかける決意の程が示されている。

「停頓時代」とされる低迷期に、東京へ出て同愛会や全国融和連盟の活動に奔走し、その後それらの解散を経験して帰広し、共鳴会の幹事長に推された山本正男は、この間の事情をどのように捉えていたのだろうか。山本は、差別撤廃運動が広島でも全国レベルでも本格的に展開されていた時期に、「共鳴」紙上で「重任に対する所懐」（一九二八年五月、第四〇号）と題する文章を発表している。山本が、この間の自身の心情をかなり率直に語ったものである。そこには、この運動に対する決意とともに、意外にも、「未だ充分の確信がついてゐるとはいへない」「私には熱が足りない」などの否定的な言葉が併せて列記されていた。非常に興味深い、これまで紹介されていない文章でもあるので、長文になるが引用しておく。

「私は、広島県共鳴会の幹事長を引受けるについて、深く考へてみた、事情やむを得ず、総会の決定に服して、その任に就いてゐるとはいへ、今後の本会を如何に進めるかといふことについては、未だ充分の確信がついてゐるとはいへない。

第一に、私には熱が足りない。このことは、本会の仕事を引受けて最も強く私の胸をうつつたことである。過去の私は、今日程無感覚ではなかつた。血も涙も、自分の心を引きしめてゆく程度には持合わせてゐた。それに、今回本会の仕事に直面して、自分乍ら熱の乏しきには驚いた。これではいけないと思つてその後、熱情を喚び起すことにとつとめて努力した。そして今後ともこの点に対しては、一生懸命意を用ひ、純情に燃えたいと思ふ。

第二に、本会の今後を如何に進むべきか、その実際上の戦術如何といふことについて、頭を悩ました。私は従来の融和運動にどうしても満足することが出来ない。殊に融和運動の最近の傾向には、殆んど何等の関心も有つてゐない。それと共に本県からかなり長い間遠ざかつたやうな形になつてゐたといふことも、本会の進路を見出す上に、私の材料を乏しくした。

しかし、この問題については、かなり早く私の考へを決定することが出来た。これは私の不変の持論であるが、融和運動を思想的にも實際的にも、消極的に考へることはいけない。私は融和運動を積極的に進めることに考へ根本をおいた。そして、幸に私としては稍々満足する具体的方針を見出したから、本会の行動をその新方針の下に進めて行きたい。その方策が如何なるものであるかといふことは、会員にも充分徹底するやう何等かの方法を以て発表したいと思ふ。

第三は、今年は何をやるべきか？ といふことである。幸ひにこれに対しては初めから好個の目標がある。それはいふまでもなく「御大典記念差別撤廃運動」だ。私は、今年一年は、この運動を目標として出来る限りの働きがしてみたいと思ふ。この「御大典記念差別撤廃運動」が、私の今年の働きの中にあるといふことは、本会の幹事長を引受けるについて最も私の心を動かしたものである。私は火虫の中に喰ひ入るやうに、この目標を中心にして働きたい。(後略) (傍点は山本)

ここに示された前半部の苦悩と、後半に展開される決意を、どのように読み解けばいいのか。山本は、周囲に推されて「やむを得ず」共鳴会の幹事長に就任したが、自身の「熱の乏しさ」に自ら驚いたという。また「従来の融和運動にどうしても満足することは出来ない」といい、「殊に最近の傾向には、殆ど何等の関心も有つてゐない」とも述べる。これが何のことであるかは明示されないが、おそらく同愛会解散後、各地の融和団体の中融が統轄した事態を指してのことであろう。融和運動を官僚的に上から組織することに反対し、民間の自主性を重視してきた山本の、不平・不満感が表されていると読める。

ここで山本は、自らの「不変の持論」、原点に立ち返つて考え直したようである。融和運動を消極的に考えてはいけない、「思想的にも實際的にも」「積極的に進める」こと。そうした考えから、「稍々満足する具体的方針を見出した」と述べる。だが、その内容はここでは語られない。何か大きな融和運動の方向性を掴んだとして、その中に「御大典記念差別撤廃運動」を位置づけたかのような論述である。大札記念事業は「好個の目標」であり、幹事長就任を決意させた動機でもあるので、「火虫が火の中に喰ひ入るやうに」この活動に専念したいと結ぶ。

筆者はここでの、山本の苦悩と、原点に立ち返つた上での決意を、水平運動との決別、融和運動の自立を示すものではなかったかと考える。山本は、同愛会や融和連盟を牽引した時期に、水平運動と融和運動は「姉妹運動」の関係であると述べていた。自らは広島県で地方改善委員会による差別撤廃運動を進めながら、水平社の糾弾闘争については「水平運動の生命線」とも述べて、「この戦術を無条件に認容する」と語つていた。⁽¹⁷⁾ 一九二五年三月に「共鳴」に発表した文章では、「賤視觀念に胚胎する差別的待遇」を「一種の病氣」と喩え、「水平運動は内治療法であり、融和運動は外科治療である」とし、両者を車の両輪の如く論じていた。⁽¹⁸⁾ 部落民自身による水平運動「内治療法は充分」だが、「これに反して国民の努力は、殆どその事実を見ることはできない」といい、だから自分は国民反省運動に努めると語る。

同じ頃、水平社と無産政党との共闘についても、左派の目指す「無産階級独裁の政治」(社会主義革命)には反対だが、無産階級の政治運動が「その道程に於て社会改良主義の諸政策を実施」することは、「一般民衆には最も結構な道草である」と評価していた。⁽¹⁹⁾ 男子普通選挙法にも触れ「国

民全体の意志による政治」を実現するものと賛同し、婦人参政権を認めないのは「不合理」とも述べる。

水平運動や無産運動にも相当の理解を示した山本であるが、この時期、水平社がアナ・ボル対立を越えて協同的に取り組んだ糾弾闘争には、許容し難しものを感じたのではないかと筆者は考える。先に見たように、水平社がいわゆる社会的権力に糾弾の矛先を向けたのに対し、広島県共鳴会は、その階層にこそ「顕現的差別撤廃」の基盤を求めたからである。水平運動との相補的共存か、水平運動を批判してきた中融との提携か、山本の苦悩は、その点での苦汁の選択にあつたと推察される。

広島県共鳴会が進める差別事象撤廃運動の要点は、市町村委員会を設置し、これを基礎に差別事象を調査し、同時にその解決をめざした点にある。「市町村委員会」に選ばれるべき人物は、山本の言葉を借りれば「社会的指導の任に立つべき人」であつた。⁵⁰ 具体的には、「市町村吏員、教育者、神職僧侶、警察官吏、男女各種団体首脳者並びに市町村有力者」などである。これらの人々をもつて市町村委員会を組織し、県当局と共鳴会が協力・指導するかたちで、各地域での差別事象調査とその解決が図られていく。その際、広島県で特徴的なのは、それら「指導者」に対し、繰り返し「幹部養成講習会」や「県主催融和事業講習会」が開催されていることである。

たとえば一九二八年二月には、広島県会議事堂で二日間にわたり「講習員五十五名」の参加を得て講習会が開かれている。⁵¹ 県知事挨拶の後、「普通選挙法」「指導者の精神」から融和問題の歴史や現状にいたる四本の講演が行われ、部落差別解決がいかに重要な問題であるかが徹底して議論される。同月には、福山市と広島市でそれぞれ四日間（連続八日間）にわたる「融和事業講習会」も開かれ、「町村吏員、警察官、教育者並びに軍人約百名」を対象に六本の講演会が行われている（いずれの講演にも山本は論壇に立つ）。「軍隊側より出席せる二十数名の中、佐官級の人物数名あり」と記されるのは、水平社による軍隊内差別の糾弾闘争を意識してのことであろう。いずれにしても、結集される「指導者」は、水平社が糾弾闘争の対象とした社会的権力に位置する人々である。

この点を山本はどのように考えていたのか。山本が「M生」の署名で連載する「展望」のうち、「土地の有力者」と題して、地主層について述べた文章は注目される。⁵²

「どここの村でも、その土地に所謂『有力者』といふものが、大抵一人や二人はある。彼等は、資産を持ち旧い家柄を誇り、人物も村としては一流に位し、その上金貸しとか小作とかいふやうな利益関係で、村民の多くと権力的な関係を持つ。かうした関係でもあるのか彼等は、村の寄附事には筆頭をやり、又村を代表して種々の事柄の応接もやる。（中略）村長と雖も先づ彼等の『意見を聞いた上でなければ』何とかするこ

とは出来ない。従つて小学校長が赴任しても、亦お役人が出張しても、彼等に対しては相当敬意を表す習慣がある。」

山本は、資産と家柄を誇る「土地の有力者」が、村の行事や公的事業についても裏で操っている事実があることを見ている。その際「相当な働き」をなす場合もあるが、融和問題に関しては旧慣にもとづき差別事象の維持にまわるケースが多いという。「義憤」という言葉を用いて、山本は「土地の有力者」の正しからざる場合の行動」を非難した。

「だが、その半面、よくないことに加担し、又は背後から糸で操りしてゐる時の彼等を想像してみるが、その場合における義憤は堪へ難いものがある。展望子が関係してゐる事件の彼等は、かゝる場合における彼等である。

差別事件の如き、旧き習慣としての悪を矯正しようといふ事件の場合、その背後で彼等が糸を操る時は、洵に始末に了へないものである。勿論思想的にはかゝる行為は、結局自分の墓穴を掘ることを意味するものであるが、それに気付かない間の彼等は、正に一種の暴君である。」

山本は、地主層による旧慣保持の態度、その頑迷さを、「差別事件」における現場を通して肌で感じている。「一種の暴君」とも表現し、その「反省」を求める山本であるが、地主制度の廃止までは掲げない。代わつて山本が期待するのが、「社会正義の確立」に努めるべき職務に就く市町村長、議員、学校長、警察官などである。山本は、これらの人々を指して「今日所謂社会指導に任じ社会正義に裨さすべき使命に生きる人々」と述べている。山本がこれらの職種に期待や信頼を寄せるのは、彼の青年期における経験が大きい。後年、山本が記した自伝「我が部落の歩み」には、地元能美島柿浦での御輿担ぎや青年団の差別事件で、その解決にあたり灘尾村長が「寝食を忘れて、昼夜を分かたず真剣に努力された」ことが丁寧に述べられている。併せて「佐伯郡役所や江田島警察署が、解決に尽力した」旨も記される。山本は、「灘尾村長こそ、私達の部落の恩人であり、私はその恩をいつまでも忘れることはできません」と結んでいた。

水平運動は従来の差別言動をなした者への糾弾闘争から、「差別觀念の根本はその社会組織に根拠する」と捉え、それを支える国家・社会的権力の糾弾へと舵を切った。山本が受け入れられないのは当然であろう。先に見た、山本の苦悩の心情や融和運動の原点に立ち返るといふ言葉、また共鳴会幹事長としての決意を固めるまでに相応の時間を要したのは、水平運動との決別を意味していたものと思う。

「共鳴」四〇号（一九二八年一月）に掲載された、長文の無署名記事「吾等は何故に御大典記念運動に全力を傾注するか!」には、この運動にかける悲壮ともいえる心情・決意が示されている。その一部を最後に抜粋しよう。

「差別撤廃運動よ お前は何処に行く! この言葉が泌々ひたひたと想ひあはされる。御世は遷れど問題は残る! 思つてみれば寂しいではないか!」

「せめて御大典までに差別がなくしたい

思つてみれば、涙のにぢむやうな切々たる情ではないか！

吾等の御大典記念差別撤廃運動は、たゞこの気持の上に見出される。」

「この意味からいへば、吾等の御大典記念の行事も、何等か形の上に現はして、永久に残るやうな事業をなすべきもの、やうに考へられるが、しかし、吾等の立場は、将来のことを考へる前に、先づ現状を如何にすべきかといふことは必要にせまつてゐる。従つて記念事業の如きも、植樹をしたり、会館を建てたりして、百年の計をめぐらすよりも、今日の問題を解決するために、この機会において努力することが、何よりの記念事業である。しかも『御大典までに差別をなくしたい』といふことが、我々の至純な気持ではないか！

だから、この点においては、吾等の御大典記念の意味は、普通の場合と大いに趣を異にする。吾等が千載一遇の御大典を記念し奉る事は、この機会において現在の差別問題を解決することに力限りの努力を尽すことである。一つでも、相和した心持の人を多くし、以て国民和氣藹々としてこの御大典を迎へ奉ることが、吾等としては、その目的からいつても態度からいつても亦実情からいつても、最も適切なことであると信ずる。」

「吾等」部落民にとつて、「御大典」を祝うことの意味は、現状の差別をなくし「国民和氣藹々」としてこの御大典を迎へ奉ること」を措いて他がない。こう述べる記事は、最後を「水平社の諸君がいふやうに『自身の行動によつて絶対の解放を期す』といふ信念と覚悟とそして勇氣は是非なくてはならぬ」という言葉で締めくくる。水平運動と提携してなどと言つておれない状況だから、共鳴会の「会員」自身が水平社と同様の「勇氣」をもつて進まねばならないことであろう。朝治が注目した「内部自覚」運動の提起は、この点に関わつて主張されてくるものと、筆者は考へる。

この後、広島県共鳴会は、県当局や市町村委員会の協力を得て、一九二八年七月に県下の「差別事象調査」を完了する。〔百四十五市町村、二百七十七部落における差別〕は、「計七四六件」を数えたとする。上位を占めるのは、「講中に関するもの一四三」「神社に関するもの八一」「行政補助区画に関するもの五五」「寺院に関するもの四五」「消防組に関するもの四四」「処女会、婦人会に関するもの四三」などであった。

六月には「差別事象解決に関する根本方針」を発表。これまでの市町村委員会を「融和事業委員会」に改組し、市町村長と警察署長が「一致協力」する形で差別事象を解決していく。「共鳴」毎号において、各地の解決報告が掲載されるが、その経過で山本は警察官の働きが最も大きかつ

たと述べている。⁽³⁷⁾ 詳細は省かざるを得ないが、一月三日「国民融和日」の大々的な取り組みを経て、二月発行の『共鳴』四七号の記事では、「幸いにも顕現的差別事象が今や殆ど地を払ふに至る迄に未だ曾て見ざる好成绩をもつて除去されました」と報告される。別の記事は、「御大典記念事業の完成に、全力を払つたといひ得る」この一年は、「今年一箇年だけで、過去十箇年位の仕事はやりとげたと確信する」と述べている。大札記念を期しての差別事象撤廃運動は、予想以上の成果を上げたと見てよい。

おわりに

長野県や広島県における融和運動の実状を検討するうちに、大幅に紙幅を超過してしまった。特に、山本正男の行動や心情について、必要以上立ち入り過ぎたかもしれない。というのも、同愛会や融和連盟の解散を挟んで、再編後の中央融和事業協会をどう見るかは融和運動史研究の一大テーマであり、その象徴的存在が山本だったからである。

しかし、一九二七年を転機とする解放運動の全般の変容は、融和運動だけに止まらない。アナ・ボル対立を乗り越えるように提起され、全水によって取り組まれた社会的権力への糾弾闘争路線。かたや、これとは明確に一線を引き、「御大典記念」のもと、それら社会権力の結集を図って団体を統合した融和運動と。この経過で、水平運動にも変化が現れる。たとえば、かつてアナ派の影響力が強いとされた全水関東連合会は、一九二九年、「既成政党絶対排撃⁽³⁸⁾」を掲げ無産政党との協力を打ち出していく。この路線と対立する元・全関東水平社連盟の坂本清作らは、群馬県融和会に接近し、平野小剣の協力も得て、「水平社関東大会」を開催した。⁽³⁹⁾ 深川武ら全水関東連合会は、この大会を「既成政党の手先」となった人々によるもので、「全国水平社と何等関係のない地方的団体」だと切り捨てた。⁽⁴⁰⁾ 水平運動内部にも分岐が起こっているのである。

一九二八年三月一日、政府は、全国の共産黨員や関係者を一斉検挙した。いわゆる三・一五事件である。全水からも多数の左派運動家が検挙され、組織上の打撃を受けたことはよく知られる。しかし、筆者の見る限り、前年以來の国家・社会権力に対する糾弾闘争路線は変わらない。七月の全水府県代表者会議で、阪本の提案による「新運動方針案」が採択され、この路線が理論的に整理されたことは本論で述べた通りである。⁽⁴¹⁾ 合法無産政党とも協力し、権力への糾弾闘争、及び部落の「生活権」闘争を掲げた水平社と、社会的権力といわれる階層を結集して差別事象撤廃に取り組んだ融和運動と。この後、両者はどのような対決、あるいは交わりを見せていくのか。満州事変（一九三一年）以降の十五年戦争期、

両者は「日本の危機」といわれる状況をどう掴まえたのか。今後の研究課題としたい。

註

- (1) 秋定嘉和「近代日本の水平運動と融和運動」第二部所収論文(二〇〇六年、解放出版社)。中村福治「融和運動史研究」第一・第二章(一九八八年、部落問題研究所)。
- (2) 拙稿「中央融和事業協会の創設」(「しこく部落史」第8号、二〇〇六年)参照。
- (3) 藤野豊「同和政策の歴史」(一九八四年、解放出版社)、及び藤野「融和政策・融和運動史研究の状況」(「部落史研究ハンドブック」所収、一九八九年、雄山閣)。掛谷宰平「同愛会・全国融和連盟と中央融和事業協会の対立と統合」(一九二〇年代の融和運動)(岩井忠熊編「近代日本社会と天皇制」所収、一九八八年、柏書房)参照。
- (4) 朝治武「再編期中央融和事業協会と山本正男」(内部自覚運動論による融和運動の自立)(「部落解放史ふくおか」第一二〇号、二〇〇五年)。
- (5) 菊池克美「一九二八年の儀式と『国民』」(「歴史評論」第三五八号、一九八〇年)。中島三千男「近現代の即位儀礼と国民統合」(「即位の礼」と大嘗祭」所収、一九九〇年、青木書店)。
- (6) 「社会事業調査会報告」七八頁(一九三二年、社会局発行)。
- (7) 同右、一〇六頁と、「部落問題・水平運動資料集」第一巻、二四四〜二四五頁(一九七三年、三一書房)を照合した。
- (8) 「社会事業調査会と融和問題」(「融和時報」第二巻第六号、一九二七年八月)。
- (9) 「中央融和事業協会評議員会」(「融和時報」第二巻第九号、一九二七年一月)。
- (10) 「御大典を期として形式的差別事象根絶」(「融和時報」第三巻第一号、一九二七年二月)。なお「融和時報」第三巻分は部落問題研究所刊の復刻版「融和事業研究」に取められていない。立命館大学所蔵のマイクロフィルムを利用した。
- (11) 註(10)と同じ。
- (12) 註(6)七九〜八四頁。
- (13) 「融和事業年鑑」昭和四年版、六頁。
- (14) 「全力を挙げて御大典記念事業を完成せよ」第二回評議員会の要望―、復刻版「共鳴」第三九号(一九二八年四月)。
- (15) 「御大典記念事業の全国的具体案決定す」、「共鳴」第四一号(一九二八年六月)。
- (16) 「愈々具体的となれる御大典記念事業計画」、「共鳴」第四二号(一九二八年七月)。
- (17) この資料は、「部落問題・水平運動資料集」第二巻に、全文が収載されている。
- (18) 「大会解散に関する全国水平社の声明」(一九二八年五月二九日)、復刻版「社会運動通信」(不二出版)。
- (19) 「部落問題・人権事典」(一九八六年、解放出版社)、三原容子による「アナ・ボル対立」の項を参照。
- (20) 復刻版「水平新聞」第七号(世界文庫、一九二六年五月)。
- (21) 同右。ただし三重県提出の「無産団体協議会設置の件」については「可決」されている。
- (22) 同右、第一〇号、一九二六年九月。
- (23) 同右、第一五号、一九二七年五月。
- (24) 同右、第一六号、一九二七年六月。

- (25) 同右、第一七号、一九二七年八月。
- (26) 同右、第一八号、一九二七年一〇月。
- (27) 「水平社の新運動方針書」(融和事業年鑑) 昭和四年版に収載。なおこの版本自筆による草稿が水平社博物館に所蔵されている。
- (28) 権力機構への差別糾弾闘争は、当時のいわゆるアナ派もこれを認めるところである。一九二七年七月に刊行された「全国水平新聞」(長野) 第一号においても、「荊冠旗を総動員して差別連隊を糾弾せよ!!」「全国一斉に、糾弾運動を起せ!」と訴えている。無産団体との提携についても「提携を不可なりと言ふものではない」として、「我水平運動に協力せんがための対策を講じたる団体」があるならば、「我々は心からなる提携と真実なる応援を拒むものではない」と論じている。これらの主張は、版本によるアナ・ホル協力の前提を示していると考えられる。復刻版「初期水平運動資料集」第五巻所収。
- (29) 全水第九回大会に向け、中央常任委員会で作られた「運動方針書大綱」(一九三〇年一月)もまた、差別の「物質的基礎」である封建的要素に対する闘争を重視し、権力機構への糾弾や無産運動への参加を訴える。また資本主義的機械生産による部落の国内工業的な主要産業の没落を説き、「生活権獲得」運動の重要性を述べる。基本の枠組みは、版本「新運動方針」と同じである。前掲、「日本社会運動通信」第三三〇・三三一号(一九三〇年一月二二・二三日号)。
- (30) 「全国の兄弟は本問題を早速同人に伝へて奮起せしめよ!」(「水平新聞」第一九号、一九二七年一月)。
- (31) 「普通法質疑」の中で今度は警保局が差別した!!」(「水平新聞」第一八号、一九二七年一〇月)。
- (32) 中野繁、復刻版「広島県水平運動史」七六〇八三頁(最初の刊行は一九三〇年で、禁発行処分を受けている)。
- (33) 「長野県の差別事件は見事な勝利で解決した、中信水平社萬歳!!」(「水平新聞」第一八号、一九二七年一〇月)。
- (34) 復刻版「労働農民党」第六卷(一九九五年、大原社会問題研究所、史料番号一九八「差別問題に関する声明書」)。なお、これら長野県水平社と労働農民党の共闘による差別事象撤廃については、すでに青木孝寿が著書「近代部落史の研究―長野県の事例」(一九八二年、部落問題研究所)で詳細に論じている。青木は、この共闘を「長野県水平社の発展のメルクマール」「画期」と評価する。同時に、この運動がその後広がりを持たず「停滞」したことにも触れ、三・一五事件を機とする権力による弾圧の影響などを論じている。青木がこの論文を執筆した時点では、復刻版「労働農民党」は刊行されておらず、またこの時期の信濃同仁会機関紙「同仁」も未発見であったためか使用されていない。本稿では、それらの資料を利用することで、同仁会と水平社・労働党との対立の内実、及び同仁会・成沢伍一郎が顕現的差別撤廃の全国運動を提起する根拠を明らかにすることに努めた。
- (35) 同右、「水平社運動支持に関する件(上川手班提出)」、二四六頁。
- (36) 同右、一五五頁。
- (37) 「区を統一して欲しければ金を出せ、不埒極まる区当局」(「水平新聞」第一九号、一九二七年一月)。
- (38) 「軍隊内の差別撤廃の為に我等は断乎として闘ふ」(「水平新聞」第二〇号、一九二八年一月)。
- (39) 「部落解放史上光輝く第六回全国水平社大会」(「水平新聞」第二〇号、一九二八年一月)。
- (40) 「昭和二年回顧合評」(「融和時報」第三卷第一号(一九二八年一月))。
- (41) 信濃同仁会の月刊紙「同仁」について。この時期のものでは、一九二六年一月〜二七年四月の同紙六冊分(六四〇六九号)を大阪府立大学図書館が所蔵し、一九二七年八月と二月の二冊(七二・七六号)、及び一九二八年は一月号(七七号)のみを部落問題研究所の「三好文庫」が所蔵する。他は未発見である。限られた史料状況だが、本稿では以上の九冊をもとに論述した。
- (42) 「協議事項山積の理事会」(「同仁」第六九号、一九二七年四月)。
- (43) 「本部召集の中信支会幹事会」(「同仁」第七六号、一九二七年二月)。

- (44) 「時評、直訴事件に対する批判」、[同仁] 同右。
- (45) 「所謂普選に現れたる融和問題と其の必然性」、[同仁] 第七二号、一九二七年八月。
- (46) 拙稿「広島型融和運動の成立—広島県地方改善委員会における山本正男の経験—」、[研究紀要] 第一四号(二〇〇九年三月、世界人権問題研究センター)。
- (47) 山本正男「水平運動に関する理論的考察」、[同愛] 第三〇号(一九二六年一月)。
- (48) 山本正男「全国融和連盟の使命—国民反省運動の先駆—」、[共鳴] 第八号(一九二五年三月)。
- (49) 山本正男「共鳴講座・普通選挙と差別問題(三)」、[共鳴] 第六号(一九二五年一月)。
- (50) 山本正男「指導者に対する希望」、[共鳴] 第三八号(一九二八年二月)。
- (51) 以下は、「成功裡に終へた幹部養成講習会—本会第一回の試—」から。同右第三八号。
- (52) 「土地の有力者」、[共鳴] 第四三号(一九二八年八月)。
- (53) 「警察官」、[共鳴] 第四五号(一九二八年一〇月)。
- (54) 山本政夫「我が部落の歩み」(一九七八年、黎明会、一四五頁)。
- (55) 一九二五年、県指定の柿浦地区整備事業で村道を広げる工事があつた際、梅雨時の長雨で埋め立ての土六割が沖へ流出するという事故があつた。後年になって、その補填費用を、長尾村長が「自分の口座から立て替えて」支出してくれたことを知つた話なども記される。同右、一五八頁。なお灘尾村長の息子・灘尾弘吉は、戦後、自民党議員として文部大臣を六期務めた(厚生大臣も)。山本とは少年期以来のつきあひがあり、関係は終生続いたとされる。全日本同和会を基盤とした山本の融和運動論は、戦後も一貫していたと見られる。
- (56) 「余りに執拗なるこの差別を見よ!」、[共鳴] 第四三号(一九二八年八月)。
- (57) 註(53)に同じ。
- (58) 「全国水平社、関東代表者会議々事」、「日本社会運動通信」第八四号(一九三〇年一月)。
- (59) 「水平社関東大会概況」、群馬県融和会「春光」第四卷第二号(一九二九年七月)。
- (60) 「全水関東連合会の声明書—群馬県太田町関東水平社大会に対し—」、「日本社会運動通信」第四六号、一九二九年四月。これらの事実については、朝治武も「差別と反逆—平野小剣の生涯」(二〇一三年、筑摩書房)で詳細に論じている。特に二七六—二七八頁を参照。
- (61) この時期の水平運動を実証的に論じた論文は少ない。秋定嘉和は、「水平運動におけるアナ・ボル対立」において、全水第六回大会から第七回大会における対立は一面で「頂点に達していた」が、「しかし、最終的局面に入っていた」と述べ、一九二七年代の「アナ派(東京・長野)と旧幹部派(中立)を媒介とする合同論」が統一への機運を開いたとする。秋定は、「水平社解消論」を押しとどめるこの流れを、合法無産政党との提携を視野に入れた社民派として捉えている。大筋で首肯し得る興味深い指摘である。秋定前掲著書 第二章。